

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画

1 はじめに

本計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、政策評価に関する基本方針（平成13年12月28日閣議決定）及び厚生労働省における政策評価に関する基本計画（平成14年4月1日厚生労働大臣決定。以下「基本計画」という。）を踏まえて、平成18年度に実施する事後評価の対象とする政策、その評価の方法等について明らかにするものである。

なお、本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、法、政策評価に関する基本方針又は基本計画の変更等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

2 計画期間

本計画の対象期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

3 事後評価の対象とする政策及び評価の方法

（1）法第7条第2項第1号に規定する政策及びその評価の方法

基本計画において本計画の計画期間内に事後評価の対象とした政策及びその評価の方法は、別紙のとおりとする。

（2）法第7条第2項第3号に規定する政策及びその評価の方法

法第7条第2項第3号に規定する政策で、本計画の計画期間内に事後評価の対象とする政策は、以下に掲げる政策とする。なお、①、⑤及び⑥については、必要に応じて政策評価官室（政策統括官付政策評価官室をいう。以下同じ。）が担当部局等（政策を所管する部局及び大臣官房の各課をいう。以下同じ。）と調整の上、これを定める。

また、これらの政策の評価の方法については、事業評価、実績評価又は総合評価方式のうちから適切に選択するものとする。

① 本計画の計画期間内において基本計画に掲げる政策体系の施策目標に係る評価指標のモニタリング結果の値や推移等により評価の必要が生じ

た政策

- ② 大綱的指針に基づき総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発
- ③ 個々の公共事業であって、別途要領（「水道施設整備事業の評価実施要領」（平成16年7月12日厚生労働省健康局長通知）をいう。以下同じ。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの
- ④ 事前評価を実施した政策のうち、事前評価実施後、一定期間が経過したもの
- ⑤ 事前評価を実施した政策のうち、本計画の計画期間内において事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果の値や推移等を参考にして評価の必要が生じたもの
- ⑥ その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる政策のうち本計画の計画期間内に見直しが必要となったもの

4 事後評価等の手順

（1）基本計画に掲げた政策体系の施策目標の評価指標のモニタリング

基本計画に掲げた政策体系の施策目標の担当部局等は、当該施策目標の評価指標についてモニタリングし、その結果を5月中の適切な時期に査定課（予算要求等を伴う政策については大臣官房会計課、規制の新設等については政策統括官付参事官室をいう。以下同じ。）及び政策評価官室に提出する。

査定課は、提出されたモニタリング結果を参考に査定を行い、予算要求等に反映させる。

政策評価官室は、モニタリングの結果を取りまとめ、7月末を目途に公表する。

（2）法第7条第2項第1号に規定する政策

3（1）の政策の担当部局等は、当該政策に関係する部局と調整の上、原則として各施策目標ごとに実績目標の達成度を中心として評価を実施し、その評価結果を評価書等（法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。）として取りまとめ、5月中の適切な時期に査定課及び政策評価官室に提出する。

査定課は、提出された評価書等を参考に査定を行い、予算要求等に反映させる。

政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評

価書等を取りまとめ、7月末を目途に公表する。

(3) 法第7条第2項第3号に規定する政策

イ 3(2)①、④又は⑤に掲げた政策

3(2)①、④又は⑤の政策の担当部局等は、当該政策に関する部局と調整の上、評価を実施し、その評価結果を評価書等として取りまとめ、5月中の適切な時期に査定課及び政策評価官室に提出する。

査定課は、提出された評価書等を参考に査定を行い、予算要求等に反映させる。

政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、7月末を目途に公表する。

ロ 3(2)②に掲げた政策

3(2)②の政策の担当部局等は、当該研究開発に関係する部局と調整の上で評価を実施し、その評価結果を評価書等として取りまとめ、研究資金制度所管課に提出する。研究資金制度所管課は、これを取りまとめ、所定の手続きの後、担当部局等と調整し必要な修正の上、5月末までに政策評価官室に提出する。

政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行い、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、7月末を目途に公表する。

ハ 3(2)③に掲げた政策

(イ) 3(2)③の政策の担当部局等は、市町村等が3(2)③の別途要領により評価した公共事業の評価結果を踏まえ、評価対象事業の必要性、効率性及び有効性等の観点から評価を実施し、その評価結果を評価書等として取りまとめ、政策評価官室に提出する。

(ロ) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行う。

(ハ) 担当部局等は、政策評価官室による技術的助言等を踏まえ、国庫補助金の対象事業としての採否の決定に活用するとともに、所定の手続きを経た上で速やかに公表し、政策評価官室に通知する。

ニ 3(2)⑥に掲げた政策

イからハまでに準じてこれを行う。

5 社会保険庁の実績評価

社会保険庁の平成17年度の実績評価については、社会保険庁から事務の

実施状況について 7 月末までに報告を受け、その報告を基に、政策評価官室及び関係部局（中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）第 16 条第 6 項に規定する実施庁の長にその権限が委任された事務に係る政策の企画立案を担う部局をいう。）において 8 月末を目途に実績評価を実施し、その結果を実績評価書として厚生労働大臣名で社会保険庁長官あて通知するとともに、速やかに公表する。その際、政策評価官室は、当該実績評価書の取りまとめ及び社会保険庁長官への通知並びに公表に係る事務を担う。

6 評価結果の政策への反映

担当部局等は、平成 18 年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について、速やかに政策評価官室に報告する。

政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめた後、速やかに公表する。

7 その他

上記に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は、政策統括官が別に定める。

平成18年度は、以下の施策目標について事後評価を実施する。なお、評価の方法は、基本目標1 施策目標1－Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、施策目標2－Ⅰ・Ⅱ、施策目標3－Ⅰ・Ⅱ、施策目標11－Ⅰ、基本目標3 施策目標1－Ⅲ、基本目標4 施策目標1－Ⅱ、施策目標2－Ⅱ、基本目標5 施策目標3－Ⅲ・Ⅳ、施策目標4－Ⅱ、基本目標6 施策目標1－Ⅰ、基本目標10 施策目標1－Ⅱについては総合評価方式とし、基本目標5 施策目標1－Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、施策目標2－Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、施策目標3－Ⅰ・Ⅱ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ、施策目標4－Ⅰについては総合評価方式及び実績評価方式とし、その他については実績評価方式とする。

基本目標1 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標1 地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること

- 1－Ⅰ 日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること
- 1－Ⅱ 医療機関の機能分化と連携を促進し、医療資源の効率的な活用を図ること
- 1－Ⅲ 救急・災害医療体制の整備を図ること
- 1－Ⅳ 医療の質を向上させるために医療法に基づく基準を遵守させること

施策目標2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること

- 2－Ⅰ 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
- 2－Ⅱ 医療従事者の資質の向上を図ること

施策目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

- 3－Ⅰ 利用者の視点に立った、効率的で質の高い医療サービスを実現するため、情報提供体制を推進すること
- 3－Ⅱ 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること

施策目標4 広域を対象とした高度先駆的な医療や結核・難病などの専門的医療等（政策医療）を推進すること

- 4－Ⅰ 政策医療を着実に実施すること

施策目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要医療等を確保すること

- 5－Ⅰ 結核等感染症の発生・まん延の防止を図ること
- 5－Ⅱ 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実すること
- 5－Ⅲ ハンセン病対策の充実を図ること
- 5－Ⅳ エイズの発生・まん延の防止を図ること
- 5－Ⅴ 適正な臓器移植の推進等を図ること
- 5－Ⅵ 原子爆弾被爆者等を援護すること

施策目標6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療用具を国民が適切に利用できるようにすること

- 6－Ⅰ 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器の迅速な承認手続を進めること
- 6－Ⅱ 医薬品・医療機器の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の情報提供に努めること
- 6－Ⅲ 医薬分業を推進すること

施策目標 7 血液製剤の国内自給を推進するとともに、安全性の向上を図ること

- 7－Ⅰ 血液製剤の国内自給の推進を図ること
- 7－Ⅱ 血液製剤の使用適正化を推進すること
- 7－Ⅲ 血液製剤の安全性の向上を図ること

施策目標 8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備を進めること

- 8－Ⅰ 希少疾病ワクチン・抗毒素及びインフルエンザワクチンの安定供給を図ること

施策目標 9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

- 9－Ⅰ 医薬品・医療機器の製造業や販売業等の振興を図ること
- 9－Ⅱ 医薬品・医療機器の流通改善を図ること
- 9－Ⅲ バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること
- 9－Ⅳ 患者数が少なく、研究開発が進みにくい稀少疾病用新薬や成人に比較して適用薬剤が少ない小児・未熟児に適した剤型等の研究開発を推進すること

施策目標 10 患者の多様なニーズ等に対応した医療関連サービスの提供を促進すること

- 10－Ⅰ 患者の多様なニーズや医療機関経営上のニーズに対応した医療関連サービスの適切な提供を促進すること

施策目標 11 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

- 11－Ⅰ 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

施策目標 12 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

- 12－Ⅰ 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること

施策目標 13 健康危機管理を推進すること

- 13－Ⅰ 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

基本目標 2 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策目標 1 食品の安全性を確保すること

- 1－Ⅰ 食中毒等食品による衛生上の危害の発生を減らし、食品の安全性の確保を図ること
- 1－Ⅱ 国民の健康を守るため、輸入食品の安全性の確保を図ること
- 1－Ⅲ 食品添加物の規格基準や残留農薬基準の整備等を通じ、食品の安全性の確保を図ること
- 1－Ⅳ いわゆる健康食品等について、広告・表示の適正化を図り、適切な情報の下で消費者がこれを選択できるようにすること

施策目標 2 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること

- 2－Ⅰ 国民、特に青少年に対し、薬物乱用の危険性を啓発し、薬物乱用を未然に防止すること
- 2－Ⅱ 国内及び水際において、麻薬等の薬物事犯に対する取締りを徹底するとともに、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）対策を進めること
- 2－Ⅲ 薬物依存・中毒者の治療と社会復帰を支援すること

施策目標 3 安全で質が高く災害に強い水道を整備すること

- 3－Ⅰ 安全で質が高い水道の確保を図ること
- 3－Ⅱ 災害に強い水道の整備など水道水の安定供給を図ること
- 3－Ⅲ 未普及地域における水道水の整備を図ること

施策目標 4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

- 4－Ⅰ 毒物・劇物の適正な管理を推進すること
- 4－Ⅱ 化学物質の毒性について評価し、適正な管理を推進するための規制を実施すること
- 4－Ⅲ 家庭用品の安全性を確保すること

施策目標 5 生活衛生関係営業の振興等により生活衛生の向上・増進を図ること

- 5－Ⅰ 生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること
- 5－Ⅱ 建築物衛生の改善及び向上等を図ること

基本目標 3 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標 1 労働条件の確保・改善を図ること

- 1－Ⅰ 法定労働条件の確保・改善を図ること
- 1－Ⅱ 年間総実労働時間 1,800 時間の達成・定着
- 1－Ⅲ 賃金対策の推進を図ること

施策目標 2 労働者の安全と健康の確保を図ること

- 2－Ⅰ 事業場における安全衛生水準の一層の向上を図ること
- 2－Ⅱ 産業安全水準の一層の向上を図ること
- 2－Ⅲ 労働衛生対策の推進を図ること

施策目標 3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、労働者の福祉の増進を図ること

- 3－Ⅰ 労災保険の安定的かつ適正な運営を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること
- 3－Ⅱ 被災労働者及びその家族の援護を図り、被災労働者の円滑な社会復帰を促進すること

施策目標 4 勤労者生活の充実を図ること

- 4－Ⅰ 勤労者の財産形成の促進を図ること
- 4－Ⅱ 中小企業における退職金制度の普及促進を図ること
- 4－Ⅲ 自由時間の充実等勤労者生活の充実を図ること

施策目標 6 安定した労使関係等の形成を促進すること

- 6－Ⅰ 円滑な政労使コミュニケーションの促進を図ること
- 6－Ⅱ 集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図ること
- 6－Ⅲ 集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること

施策目標 7 個別労働関係紛争の解決の促進を図ること

- 7－Ⅰ 個別労働関係紛争の解決の促進を図ること

施策目標 8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること

- 8－Ⅰ 労働保険の適用促進及び労働保険料の適正徴収を図ること

基本目標 4 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる 労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策目標 1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

- 1－Ⅰ 公共職業安定機関における需給調整機能を強化すること
- 1－Ⅱ 労働力需給調整事業システムを整備すること
- 1－Ⅲ 官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること

施策目標 2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること

- 2－Ⅰ 中小企業、新規・成長分野企業等における雇用機会を創出するとともに労働力の確保等を図ること
- 2－Ⅱ 地域の実情に即した雇用機会の創出等を図ること
- 2－Ⅲ 事業活動の縮小を余儀なくされた企業における雇用の維持・安定を図ること
- 2－Ⅳ 円滑な労働移動を促進すること
- 2－Ⅴ 産業の特性に応じた雇用の安定を図ること

施策目標 3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

- 3－Ⅰ 高齢者の雇用就業を促進すること
- 3－Ⅱ 障害者の雇用を促進すること
- 3－Ⅲ 若年者の雇用を促進すること
- 3－Ⅳ 外国人労働者の就労環境の整備を図ること
- 3－Ⅴ 就職困難者等の雇用の安定・促進を図ること

施策目標 4 求職活動中の生活の保障等を行うこと

- 4－Ⅰ 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること

基本目標 5 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、
その能力を十分に発揮できるような環境を整備すること

施策目標 1 雇用の安定・拡大を図るための職業能力開発の枠組みを構築すること

- 1－Ⅰ キャリア形成支援システムを整備すること
- 1－Ⅱ 職業能力開発に関する情報の収集、整理及び提供の体制を充実強化すること
- 1－Ⅲ 職業能力評価システムを整備すること
- 1－Ⅳ 職業能力開発に必要な多様な職業訓練・教育訓練の機会の確保を図ること

施策目標 2 労働力需要の動向に対応した職業能力開発を展開すること

- 2－Ⅰ IT分野における職業能力開発を推進すること
- 2－Ⅱ 介護分野、環境分野その他の新規・成長分野における職業能力開発を推進すること
- 2－Ⅲ ホワイトカラーの職業能力開発を促進すること

施策目標 3 労働者の就業状況等に対応した多様な職業訓練・教育訓練の機会の確保を図ること

- 3－Ⅰ 離転職者の再就職を促進するための職業能力開発を推進すること
- 3－Ⅱ 若年者の職業能力開発を推進すること
- 3－Ⅲ 中高年齢者の職業能力開発を推進すること
- 3－Ⅳ 就業形態の多様化に対応した職業能力開発を推進すること
- 3－Ⅴ 障害者等特別な配慮を必要とする人たちへの対応を推進すること
- 3－Ⅵ 勤労青少年が有為な社会人、職業人として成長しその責任を果たすように支援すること
- 3－Ⅶ 国際化に対応した職業能力開発を推進すること

施策目標 4 技能の振興及びものづくり労働者の職業能力開発を推進すること

- 4－Ⅰ ものづくり振興に係る環境を整備すること
- 4－Ⅱ 高度熟練技能の維持・継承を図ること

基本目標 6 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策目標 1 働く女性が性別により差別されことなく能力を十分に発揮できる雇用環境を整備すること

- 1－Ⅰ 制度的・実質的に職場において男女均等取扱いが徹底されること
- 1－Ⅱ 職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策が徹底されていること

施策目標 2 多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

- 2－Ⅰ パートタイム労働を魅力ある就業形態とすること
- 2－Ⅱ 在宅ワークを魅力ある就業形態とすること

施策目標 6 児童虐待や配偶者による暴力を防止すること

- 6－Ⅰ 虐待を受けた子ども等への支援を図ること
- 6－Ⅱ 配偶者からの暴力の被害者の適切な保護・支援を図ること

施策目標 8 総合的な母子家庭等の自立を図ること

- 8－Ⅰ 母子家庭の生活の安定を図ること
- 8－Ⅱ 母子家庭の母等の自立のための就業支援を図ること

基本目標 7 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策目標 1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供すること

- 1－Ⅰ 生活困窮者の自立を適切に助長すること
- 1－Ⅱ 災害に際し応急的に必要な救助を行うこと

施策目標 2 地域福祉の増進を図ること

- 2－Ⅰ ボランティア活動等住民参加による地域福祉活動を促進し、地域福祉を推進すること
- 2－Ⅱ ホームレスの自立を促進すること

施策目標 3 社会福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること

- 3－Ⅰ 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進することにより、より質の高い福祉サービスの提供がなされる基盤を整備すること
- 3－Ⅱ 利用者の選択を可能にするための情報提供や判断能力が不十分な者に対する援助を行うことにより、福祉サービスの利用者の保護を図ること

施策目標 4 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること

- 4－Ⅰ 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
- 4－Ⅱ 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰謝すること
- 4－Ⅲ 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること
- 4－Ⅳ 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること

基本目標 8 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策目標 1 障害者の住まいや働く場ないし活動の場を整備すること

- 1－Ⅰ 障害者の住まいや活動の場を整備すること

施策目標 2 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備すること

- 2－Ⅱ 施設・在宅両面にわたる介護等のサービスが適切に提供される体制を整備すること

施策目標 3 障害者の自己実現や社会参加を通じた生活の質の向上を進めること

- 3－Ⅰ 障害者が必要とする情報や福祉用具等を十分に入手できる体制を整備すること
- 3－Ⅲ 障害者のスポーツ、芸術・文化活動を支援すること

基本目標 9 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策目標 1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

- 1－Ⅰ 持続可能な公的年金制度を構築すること
- 1－Ⅱ 公的年金制度の上乗せの年金制度（企業年金等）の適正な運営を図ること

基本目標 10 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策目標 1 国際機関の活動に対し協力すること

- 1－Ⅰ 国際労働機関が行う技術協力に対し積極的に協力すること
- 1－Ⅱ A P E Cの人材養成分野の活動に対し協力すること

施策目標 2 国際協力の促進により国際社会へ貢献すること

- 2－Ⅰ 労働分野における人材育成のための技術協力を推進すること

基本目標 11 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること

施策目標 1 国立試験研究機関等の体制を整備すること

- 1－Ⅰ 国立試験研究機関等における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること
- 1－Ⅱ 時代に合った研究機関の再編整備を行うこと

施策目標 2 研究を支援する体制を整備すること

- 2－Ⅰ 厚生労働科学研究費補助金の適正かつ効果的な実施を確保すること

施策目標 3 研究の適正実施のための倫理面の整備を行うこと

- 3－Ⅰ 倫理指針の適正な運用を確保すること

基本目標 12 国民生活の利便性の向上に関わる I T 化を推進すること

施策目標 1 厚生労働省電子政府構築計画等を推進すること

以上のほか、基本目標 12 関連として、医療・健康・介護・福祉分野の情報化について、総合評価方式による事後評価を実施する。また、基本目標 3 施策目標 1 関連について、関係施策の今後の在り方に関する検討状況に応じて、総合評価方式による事後評価を実施することを検討する。